

広域大和斎場組合議会本会議 会 議 録

平成28年第1回定例会（2月16日）

広域大和斎場組合議会議事録目次

2月16日（火）

開	会	5
会議録署名議員の指名		5
会 期 の 決 定		5
監 査 報 告		5
質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決		9
閉	会	13

平成28年広域大和齋場組合議会第1回定例会会期日程

日次	月日	曜日	開会時刻	摘 要
第1日	2月16日	火	午後2時	会議録署名議員の指名 会期の決定 監査報告 議案の上程 説明・質疑・討論・採決

1. 本日の出席議員

1 番	佐	藤	正	紀	君
2 番	吉	澤		弘	君
3 番	大	波	修	二	君
4 番	田	中	ひろ	こ	君
5 番	星	野	久美	子	君
6 番	安	田	早	苗	君
7 番	武	藤	俊	宏	君
8 番	佐	竹	百	里	君
9 番	高	久	良	美	君
10 番	小	倉	隆	夫	君
11 番	菊	地		弘	君
12 番	藤	澤	菊	枝	君
13 番	森	下	賢	人	君
14 番	伊	田	雅	彦	君
15 番	青	柳		慎	君

2. 本日の欠席議員

なし

3. 本日の組合側出席者

管 理 者	大 木	哲 君
副 管 理 者	遠 藤	三 紀 夫 君
〃	内 野	優 君
〃	笠 間	城 治 郎 君
事 務 局 長	金 子	正 美 君
事 務 局 次 長	堀 内	一 雄 君
総 務 係 長	長 島	健 二 君
施 設 管 理 係 長	伊 藤	正 樹 君

4. 本日の議会職員出席者

書 記 長	齋 藤	道 子
書 記	岸	理 茶
速 記 士	澤速記事務所（藤倉純子）	

本日の議事日程

○平成28年広域大和斎場組合議会第1回定例会

○平成28年2月16日 午後2時開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	監査報告
日程第4 議案第1号	広域大和斎場組合行政不服審査法施行条例について
日程第5 議案第2号	広域大和斎場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第3号	広域大和斎場組合証人等の実費弁償に関する条例について
日程第7 議案第4号	広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第8 議案第5号	広域大和斎場組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第9 議案第6号	平成28年度広域大和斎場組合会計予算

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

監査報告

議案第1号 広域大和斎場組合行政不服審査法施行条例について

議案第2号 広域大和斎場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第3号 広域大和斎場組合証人等の実費弁償に関する条例について
- 議案第4号 広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第5号 広域大和斎場組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第6号 平成28年度広域大和斎場組合会計予算

午後2時30分 開会

○議長（伊田雅彦君） ただいま出席議員は15人で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成28年広域大和斎場組合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

○

○議長（伊田雅彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、議長において、6番、安田早苗議員、12番、藤澤菊枝議員を指名いたします。

○

○議長（伊田雅彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は本日1日と決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊田雅彦君） 御異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は本日1日と決しました。

○

○議長（伊田雅彦君） 日程第3、監査報告につきましては、地方自治法第235条の2の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、例月出納検査の結果について、監査委員から報告がありましたので御了承願います。

○

平成28年2月8日

広域大和斎場組合議会

議長 伊田雅彦 殿

広域大和斎場組合監査委員 木原英和

広域大和斎場組合監査委員 青柳 慎

例月出納検査結果の報告について（提出）

このことについて、地方自治法第235条の2第1項の規定により検査を実施したので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1. 検査対象 平成27年11月分・12月分
広域大和斎場組合会計
2. 検査年月日 平成28年2月5日
3. 検査結果 平成27年11月分及び12月分の出納について検査を実施したところ、会計管理者から提出された諸表及び証拠書類等に記載された金額は、いずれも出納関係諸帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

なお、平成27年11月末日現在及び12月末日現在の収支状況は別表のとおりである。

別表

平成27年度 平成27年11月分 歳計現金及び歳計外現金収支現計表

(単位：円)

種別	収 入			支 出			差引金額
	前月までの 収入済額	本月分 収入済額	計	前月までの 支出済額	本月分 支出済額	計	
歳計現金	256,070,506	35,513,627	291,584,133	178,884,939	29,275,252	208,160,191	83,423,942
歳計外現金	8,246,798	677,896	8,924,694	6,246,798	677,896	6,924,694	2,000,000
合 計	264,317,304	36,191,523	300,508,827	185,131,737	29,953,148	215,084,885	85,423,942

平成27年度 平成27年12月分 歳計現金及び歳計外現金収支現計表

(単位：円)

種別	収 入			支 出			差引金額
	前月までの 収入済額	本月分 収入済額	計	前月までの 支出済額	本月分 支出済額	計	
歳計現金	291,584,133	35,921,473	327,505,606	208,160,191	29,852,838	238,013,029	89,492,577
歳計外現金	8,924,694	2,331,918	11,256,612	6,924,694	2,331,918	9,256,612	2,000,000
合 計	300,508,827	38,253,391	338,762,218	215,084,885	32,184,756	247,269,641	91,492,577

○議長（伊田雅彦君） 日程第4、議案第1号、広域大和斎場組合行政不服審査法施行条例についてから日程第8、議案第5号、広域大和斎場組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についてまで、以上5件を一括議題に供します。

直ちに提案理由の説明を求めます。——管理者。

[管理者（大木 哲君） 登壇]

○管理者（大木 哲君） ただいま議題となりました付議事件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第1号、広域大和斎場組合行政不服審査法施行条例についてでございますが、行政不服審査法が本年4月1日に施行されることに伴いまして、書面等の交付手数料の設定、広域大和斎場組合行政不服審査会の設置その他同法の施行に必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第2号、広域大和斎場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号、広域大和斎場組合証人等の実費弁償に関する条例についてでございますが、地方自治法第207条の規定に基づき、本組合の機関の求めに応じて出頭または参加した者の実費弁償について定めるものでございます。

次に、議案第4号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の給与改定に準じた本組合職員の給与についての改定、その他所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号、広域大和斎場組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、退職手当の調整額等についての改正を行うものでございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終わりますが、細部につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊田雅彦君） 続いて、補足説明を求めます。――事務局長。

〔事務局長（金子正美君） 登壇〕

○事務局長（金子正美君） それでは、補足の御説明をいたします。

まず、議案第1号、広域大和斎場組合行政不服審査法施行条例について御説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

まず、第1条につきましては、この条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条第1項につきましては、行政不服審査法第38条第1項では、審査請求人または参加人が、審理員に対し提出書類等の閲覧または書面、もしくは書類の写し、もしくは電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める際に手数料を納める必要があることから、手数料の額等を定めるものでございます。手数料の額等につきましては、書面等、または電磁的記録とも、交付する書類の片面1枚につき、A3まで単色刷りは10円、多色刷りは20円とするものでございます。なお、両面刷りに当たっては、片面を1枚とするものでございます。

第2項につきましては、審査請求人または参加人は、書面等の写しまたは電磁的記録に記載した書面の交付を郵送で求めることができるとし、この場合の送付に係る費用は、規則で定める方法で納付することとするものです。

第3条第1項につきましては、手数料の納付の方法を定めるものでございます。

第2項につきましては、手数料の還付を定めるものでございます。

第4条につきましては、手数料の減免を定めるものでございます。

第5条につきましては、審理員制度の適用除外となる機関（本組合では監査委員）が審査庁となる場合の交付手数料及び行政不服審査法第78条第1項に規定する審査会が交付する資料等の手数料については、本条例の第2条から第4条までを準用するものでございます。

第6条につきましては、広域大和斎場組合行政不服審査会の設置について定めるものでございます。

第7条につきましては、行政不服審査会の委員は、3人と定めるものでございます。

第8条第1項については、委員は、識見を有した中から管理者が任命することとし、第2項は委員の任期を、第3項は委員の罷免を、第4項は委員の守秘義務を、第5項は委員の在任中の留意義務について定めるものでございます。

第9条につきましては、第6条から第8条までに定めるもののほか、審査会に必要な事項は規則で定めるものでございます。

第10条につきましては、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

第11条につきましては、審査会の委員で秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するものとするものでございます。

附則第1項につきましては、この条例の施行の日を定めるものでございます。

附則第2項につきましては、広域大和斎場組合議会の議員の議員報酬等及び非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正するもので、報酬及び費用弁償の支給を受ける特別職職員に行政不服審査会の委員を追加するものでございます。

第2項で、行政不服審査会の委員報酬の額を、日額8900円とするものでございます。

続きまして、議案第2号、広域大和斎場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。

第1条につきましては、広域大和斎場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するもので、字句の整備を行い、報告事項に「職員の退職管理の状況」及び「職員の人事評価の状況」を加えるものでございます。

第2条につきましては、広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、趣旨規定の引用条項を改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行の日を定めるものでございます。

続きまして、議案第3号、広域大和斎場組合証人等の実費弁償に関する条例について御説明申し上げます。

恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

第1条につきましては、この条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条につきましては、実費弁償の支給対象者を定めるものでございます。

第3条につきましては、実費弁償の額及び支給方法を定めるもので、第1項では、証人等には1日につき3000円を支給し、第2項については、旅費を要する場合には、一般職の職員に支給する旅費の例によること、第3項については、旅費は居住地を起点として算出すること、第4項については、実費弁償は、出頭または参加のあったときに支給することを定めるものでございます。

第4条につきましては、本組合から給料を受けている者に対しては、この条例の規定による実費を弁償しないと定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行の日を定めるものでございます。

続きまして、議案第4号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

恐れ入ります、10ページをお願いいたします。

第1条につきましては、勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

第2条につきましては、管理職員特別勤務手当の条項を第20条の次に追加するものでございます。

第20条の2として、第20条の2第1項の規定は、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処により広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する週休日等に勤務した職員に管理職員特別勤務手当を支給すると定めるものでございます。

第2項につきましては、前項の規定する場合のほか週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外に勤務した場合にも管理職員特別勤務手当を支給すると定めるものでございます。

第3項につきましては、管理職員特別勤務手当の額を定めるもので、第1号は、週休日等に勤務する職員の場合で、勤務1回につき、1万2000円を超えない範囲内において規則で定める額とし、当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額と定めるものでございます。

第2号につきましては、週休日等以外に勤務する場合で、勤務1回につき6000円を超えない範囲内において規則で定める額とするものでございます。

第4項につきましては、第1項から第3項までに定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めるものとするものでございます。

第21条の3第2項中とあるのは、条文の整備を行うものでございます。

第22条第2項第1号中とあるのは、勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

附則第6項は、特定職員の1.5%減額の期間を「平成31年3月31日まで」に改正するものでございます。

また、別表第1及び別表第2は、給料表を改めるものでございます。

恐れ入ります、17ページをお願いいたします。

第3条につきましては、現給保障の終了日を「平成28年3月31日」に改めるものでございます。

附則につきましては第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものとするものでございます。

第2項につきましては、第1条の規定による改正後の広域大和齋場組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

第3項につきましては、給与の内払いを規定するものでございます。

第4項、第5項、第6項及び第7項につきましては、「現給保障」を含め給料の切りかえに伴う経過措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第5号、広域大和齋場組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について御説明をいたします。

恐れ入ります、20ページをお願いいたします。

第1条につきましては、給料表の改定に伴い退職手当の調整額を改正するものでございます。

その他の改正につきましては、調整額の規定を含め条文の整備を行うものでございます。

第2条につきましては、平成25年に改正された広域大和齋場組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の附則の現給保障の期間を変更するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行の日を定めるものでございます。

以上で補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（伊田雅彦君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号外4件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊田雅彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を経て採決してまいります。

日程第4、議案第1号、広域大和齋場組合行政不服審査法施行条例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊田雅彦君） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊田雅彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号、広域大和齋場組合行政不服審査法施行条例についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[多数起立]

○議長（伊田雅彦君） 起立多数であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。



○議長（伊田雅彦君） 日程第5、議案第2号、広域大和齋場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び広域大和齋場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号、広域大和斎場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び広域大和斎場組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[多数起立]

○議長(伊田雅彦君) 起立多数であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(伊田雅彦君) 日程第6、議案第3号、広域大和斎場組合証人等の実費弁償に関する条例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号、広域大和斎場組合証人等の実費弁償に関する条例についてを採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[全員起立]

○議長(伊田雅彦君) 起立全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(伊田雅彦君) 日程第7、議案第4号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号、広域大和斎場組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[多数起立]

○議長(伊田雅彦君) 起立多数であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(伊田雅彦君) 日程第8、議案第5号、広域大和斎場組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号、広域大和斎場組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[多数起立]

○議長(伊田雅彦君) 起立多数であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(伊田雅彦君) 日程第9、議案第6号、平成28年度広域大和斎場組合会計予算を議題に供します。

直ちに提案理由の説明を求めます。——管理者。

[管理者(大木 哲君) 登壇]

○管理者(大木 哲君) ただいま議題となりました議案第6号、平成28年度広域大和斎場組合会計予算でございますけれども、予算書の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億398万円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算に示すとおりでございます。続きまして、第2条は、一時借入金の最高借入限度額を1億円と定めるものでございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終わりますが、細部につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊田雅彦君) 続いて、補足説明を求めます。——事務局長。

[事務局長(金子正美君) 登壇]

○事務局長(金子正美君) それでは、議案第6号、平成28年度広域大和斎場組合会計予算につきまして補足の説明をいたします。

恐れ入ります、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず歳入についてですが、1款負担金の本年度予算額は2億6061万8000円で、前年度と比較しますと128万6000円の増でございます。

次に、2款使用料の本年度予算額は1億1509万2000円で、前年度と比較しますと327万7000円の減でございます。

次に、3款県支出金の本年度予算額は322万9000円で、全て増でございます。

続きまして、4款繰越金の本年度予算額は2500万円でございます。

次に、5款諸収入の本年度予算額は4万1000円でございます。

以上、本年度の歳入予算額の合計は4億398万円で、前年度と比較しまして523万円の増でございます。

恐れ入ります、8ページ、9ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

1款議会費の本年度予算額は152万7000円でございます。

次に、2款総務費の本年度予算額は4億115万5000円で、前年度と比較しまして530万9000円の増となっております。

それでは、1項総務管理費4億102万7000円について、説明欄に掲げる事業コード別に御説明いたします。

01職員給与費は、特別職の給料並びに一般職の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続きまして、02事務管理経費は、派遣職員の給与費負担金及び事務の執行に係る経費でございます。恐れ入ります、10ページ、11ページをお願いいたします。

03施設管理運営経費のうち01火葬棟管理運営経費は、火葬棟の経常的な管理運営経費や保全、効用の増加等を図るための経費を計上しておりますが、火葬棟外壁タイル修繕等の修繕料の減額により、前年度と比較しまして約2500万円の減でございます。

次に、02式場棟管理運営経費は、式場棟の経常的な管理運営経費や保全、効用の増加等を図るための経費を計上しておりますが、工事費用の減額に伴い、前年度と比較しまして約160万円の減でございます。

続きまして、03その他の施設管理運営経費は、火葬棟及び式場棟の両施設に係る経費並びに両施設以外の施設に係る経費でございます。委託料及び工事請負費の増額により、約1800万円の増でございます。

恐れ入ります、12ページ、13ページをお願いいたします。

2項監査委員費は、例月出納検査等に係る委員報酬でございます。

次に、3款予備費は、本年度予算額129万8000円でございます。

以上、本年度の歳出予算額の合計は4億398万円で、前年度と比較しまして523万円の増となっております。

以上で補足の説明を終了させていただきます。

○議長（伊田雅彦君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――7番、武藤俊宏議員。

○7番（武藤俊宏君） 1点だけちょっとお聞きしたいんですが、11ページのその他の施設管理運営経費についてですが、電気が2159万4000円が上がっておりますけれども、これは変電設備を備えておられますので、俗に言うPPS、特定規模電気事業者等の導入はされた予算の内容でしょうか、それだけちょっとお聞きします。

○議長（伊田雅彦君） ――事務局長。

〔事務局長（金子正美君） 登壇〕

○事務局長（金子正美君） 御質問にお答えいたします。

変電設備は用意しておりませんので、自家発電設備だけを用意した設備として整えております。

失礼しました。PPSについては今検討しておりまして、来年度以降、詳細に研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊田雅彦君） ――7番、武藤俊宏議員。

○7番（武藤俊宏君） ありがとうございます。

近隣市でも幾つか事業が入っていますので、経費が今後の中で大きな課題になってくると思いますので、ぜひ御検討いただきまして、提案していただきたいと思っております。

○議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊田雅彦君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊田雅彦君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成28年度広域大和斎場組合会計予算を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[全員起立]

○議長(伊田雅彦君) 起立全員であります。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(伊田雅彦君) 以上をもちまして、本会議に付議された案件の審議は終了いたしました。よって平成28年広域大和斎場組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後3時00分 閉会

上記会議のてんまつを記し、その相違ないことを証するために署名する。

広域大和斎場組合議会

議長 伊田雅彦

署名議員 安田早苗

〃 藤澤菊枝